の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　医療施設調査である旨（静態調査又は動態調査の別）

二　提出年月日

三　医療施設の名称及びその所在地

四　当該医療施設の所在地を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月二十日

名　称	総務大臣　山本　早苗
主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号　平成二十九年六月二十日

○総務省告示第二百号

平成二十二年総務省告示第二百六十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月二十日

総務大臣　山本　早苗

名称	変更事項	新	旧	変更年月日
ＪＸエネルギー株式会社	名　称	ＪＸＴＧエネルギー株式会社	ＪＸエネルギー株式会社	平成二十九年四月一日

○外務省告示第二百十七号

平成二十九年六月六日に東京で、円借款の供与に関する次の三の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十九年六月二十日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十八億六千五百万円（一二、八六五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ホアラック科学技術都市振興計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、ベトナム社会主義共和国の関係法令に従って、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　ベトナム社会主義共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してベトナム社会主義共和国において課される付加価値税及び特別消費税が計画の実施機関によって負担されることを確保する。

(3)　ベトナム社会主義共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入に関する輸入税並びに建設に係る自己の設備及び未使用の資材の再輸出に関する輸出税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ベトナム社会主義共和国政府は、情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。